

空き家の発生を抑制するための特例措置

 いいね!

ページID1003048

更新日 2024年11月29日

制度の概要について

平成28年度より、相続した空き家を譲渡した場合には、譲渡所得から3,000万円を特別控除する制度が創設されました。制度の概要や必要書類等につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

被相続人居住用家屋等確認書について

川越市に所在する空き家に係る特例措置を受けるために必要な書類のうち「被相続人居住用家屋等確認書」については、市防犯・交通安全課で交付いたします。

※令和5年12月31日以前に譲渡した場合については様式が異なりますので、下記担当にお問い合わせください。

 [制度概要・必要書類等について \(PDF 790.9KB\)](#)  [被相続人居住用家屋等確認申請書\(様式1-1耐震リフォーム後の譲渡の場合\) \(PDF 303.2KB\)](#)  [被相続人居住用家屋等確認申請書\(様式1-2家屋取壊し後の更地の譲渡の場合\) \(PDF 329.2KB\)](#)  [被相続人居住用家屋等確認申請書\(様式1-3譲渡後の耐震リフォームまたは家屋取壊しを行う場合\) \(PDF 339.0KB\)](#) 

関連リンク

→ [国土交通省 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）](#)  [（外部リンク）](#) 

このページに関するお問い合わせ

市民部 防犯・交通安全課 空家対策担当

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話番号：049-224-5721 ファクス番号：049-224-6705

 [市民部 防犯・交通安全課 空家対策担当 へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

